

II. 福島県工業開発条例とは

適正な工場立地を促進するために必要な措置を明らかにするよう定められたものです。
この中で、最も事業者の方と関連があるのが、土地利用計画（都市計画法・森林法）との整合性や公害防止措置などの定めで、事前届出が必要です。

1. 工場設置新設（増設）届出書

福島県工業開発条例第 13 条

届出対象	① 敷地面積 1,000 m ² 以上の工場で、新設又は増設を行うとき ② 生産施設を 300 m ² 以上増設するとき ③ 増設の生産施設面積が、増設前の生産施設面積の 20%を超えるとき
届出の内容	① 土地利用計画(農地法、森林法、都市計画法等)との整合性について ② 公害防止措置(大気汚染、水質汚染、騒音・振動等の防止措置及び廃棄物の適正処理)について
届出の時期	工事着工の 90 日前まで（短縮申請不可）
届出の部数	3 部（正本 1 部-福島県用 副本 2 部-楡葉町用、相双地方振興局用）
様式	工場設置新設(増設)届出書 届出記載例（増設の場合）

2. 操業開始届出書

福島県工業開発条例施行規則第 3 条

届出対象	工場設置届出をした者が、当該工場の操業を開始したとき
届出の時期	操業開始後、すみやかに
届出の部数	3 部（正本 1 部-福島県用 副本 2 部-楡葉町用、相双地方振興局用）
様式	操業開始届出書